

# 令和7(2025)年度 税制改正要望について

2024年8月  
金融庁



## 1. 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現

- NISAの利便性向上等
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省主担当）
- 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
- 金融所得課税の一体化（農林水産省・経済産業省が共同要望）

## 2. 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現

- クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し

## 3. 安心な国民生活の実現

- 生命保険料控除制度の拡充（農林水産省・厚生労働省・経済産業省・こども家庭庁が共同要望）
- 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

# 1. 「資産所得倍増プラン」及び 「資産運用立国」の実現

## ◆ NISAの利便性向上等

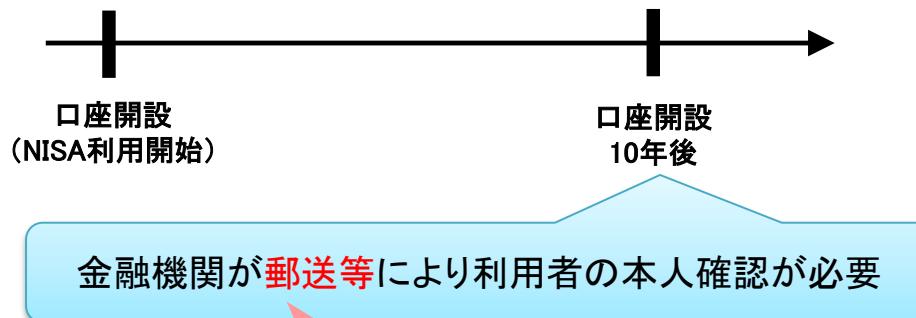
### 【現状及び問題点】

- 2024年1月から新しいNISAが開始され、2024年3月末時点でNISA口座数が約2,323万口座、買付額は約41兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある。
- 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していくため、**NISAに関する手続の更なる簡素化・合理化や対象商品(ETF)の要件の見直しなど**に取り組み、利便性の向上を図る必要。

### 【要望事項】

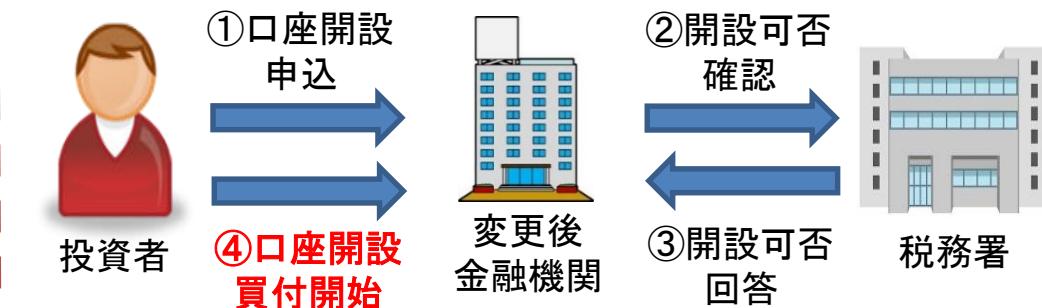
- NISAの更なる利便性向上等のため、所要の措置を講ずること。

- 口座開設10年後の所在地確認のデジタル化・簡素化



デジタル化・簡素化

- 金融機関変更時の即日買付



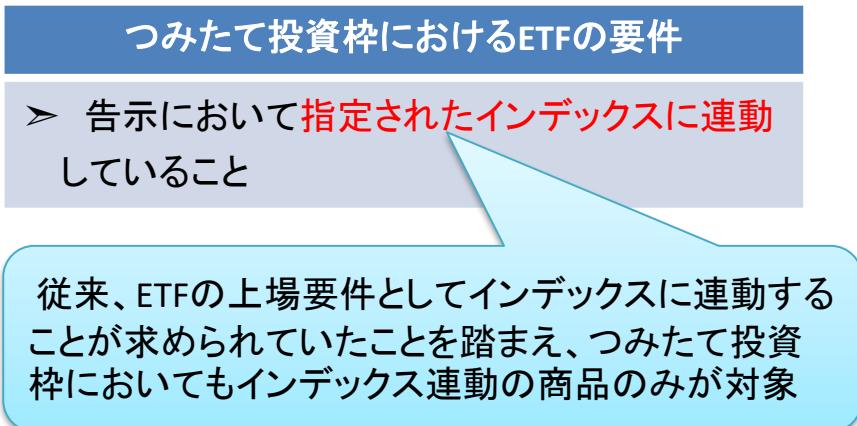
申込みから買付が可能となるまで1~2週間を要する  
⇒ その間に買付意欲を失うケースが存在

口座開設申込み時に買付を可能に

## (現状)

- ETF(上場株式投資信託)は、投資信託よりも信託報酬が安い商品が多いほか、近年は銘柄数の増加や商品の多様化が進んでいる。一方で、NISAにおける利用実績は極めて少ない状況。

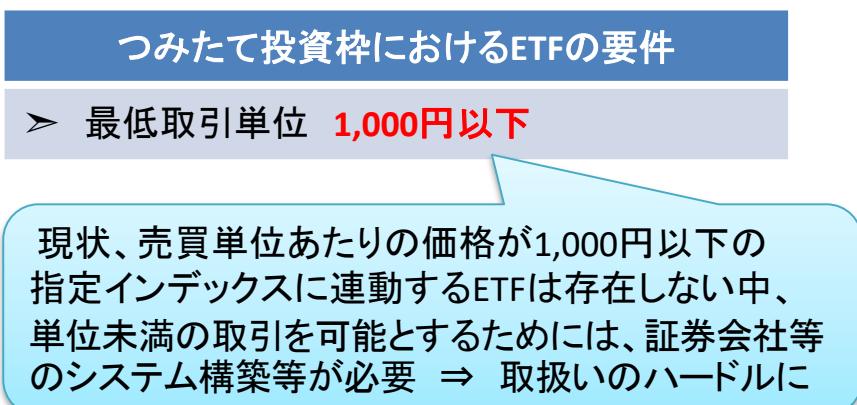
## ◎ つみたて投資枠におけるアクティブラボの要件の整備



東証の規則改正により、2023年6月以降、インデックスへの連動を必要としないアクティブラボの上場が可能に。

つみたて投資枠においてもアクティブラボが利用可能となるよう、要件を整備すること。

## ◎ つみたて投資枠におけるETFの最低取引単位の見直し



最低取引単位を見直すことで、ETFの取扱いのハードルが下がるため、多様な商品を提供可能に。

NISAにおけるETFの利便性向上の観点から、最低取引単位の見直しを行うこと。

## ◆企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔厚生労働省主担〕

### 【現状及び問題点】

- 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)や「新しい資本主義のグランドデザイン」(令和6年6月21日閣議決定)では、**拠出限度額及び受給開始年齢について2024年中に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得るなど**とされている。
- こうした状況を踏まえ、私的年金制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

### 【要望事項】

家計の更なる安定的な資産形成に資するため、企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずること

#### 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定) 抜粋

iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて、2024年中に結論を得るとともに、手続の簡素化など加入者・受給者の負担軽減に取り組む

#### 「新しい資本主義のグランドデザイン」(令和6年6月21日閣議決定) 抜粋

##### 個人型確定拠出年金(iDeCo)の改革

iDeCo制度は、加入した個人自らが定めた掛け金額を拠出・運用するものであり、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、年末にかけて議論される予定の年金改革の中で、iDeCoについては、加入可能年齢の上限の引上げのみならず、資産形成の必要性に応じた拠出限度額の引上げ、NISAの普及も踏まえた制度の分かりやすさや加入者の手続の簡素化等の利便性向上を追求する等、大胆な改革を検討し、結論を得る

# ◆ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し

## 【現状及び問題点】

- 現行の相続税法における物納要件は、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があり、税務署長の許可を得る必要があるため、物納の利用実績が限定的。
- 一方で、上場株式等については、納税者が換金せずとも国において容易に換金が可能であること、高齢化が進み、相続人・被相続人ともに高齢者である老老相続が増加することが見込まれることなどの環境下においては、納税者が**物納を利用しやすい納税環境を整備する必要**。
- また、相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価<sup>(※)</sup>で評価されるところ、株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられ、**国民の資産選択に歪み**を与えていたといつた指摘がなされている。

(※) 現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。

## 【要望事項】

上場株式等の物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置すること。また、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。

### 物納に充てることのできる財産の種類と順位

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 <b>上場株式等</b> ②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等 ④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産



ただし、物納については、「延納によっても**金銭で納付することが困難な金額の範囲内**であること」等の要件があり、税務署長の許可を得る必要があるため、**利用実績が限定的**。



納税者が利用しやすい納税環境を整備する一環から、換金性の高い上場株式等については、**物納の特例を措置**すること。

## 【令和6(2024)年度税制改正大綱(抜粋)】

いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、**物納許可限度額の計算方法**について早急に検討し結論を得る。

## ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)【農林水産省・経済産業省が共同要望】

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。
- なお、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、検討を行っていく必要。

### 【要望事項】

証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所が2020年7月に実現したことを踏まえ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を図り、家計による成長資金の供給拡大等を促進する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

### 【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

### 【令和6(2024)年度税制改正大綱(抜粋)】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

## 2. 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現

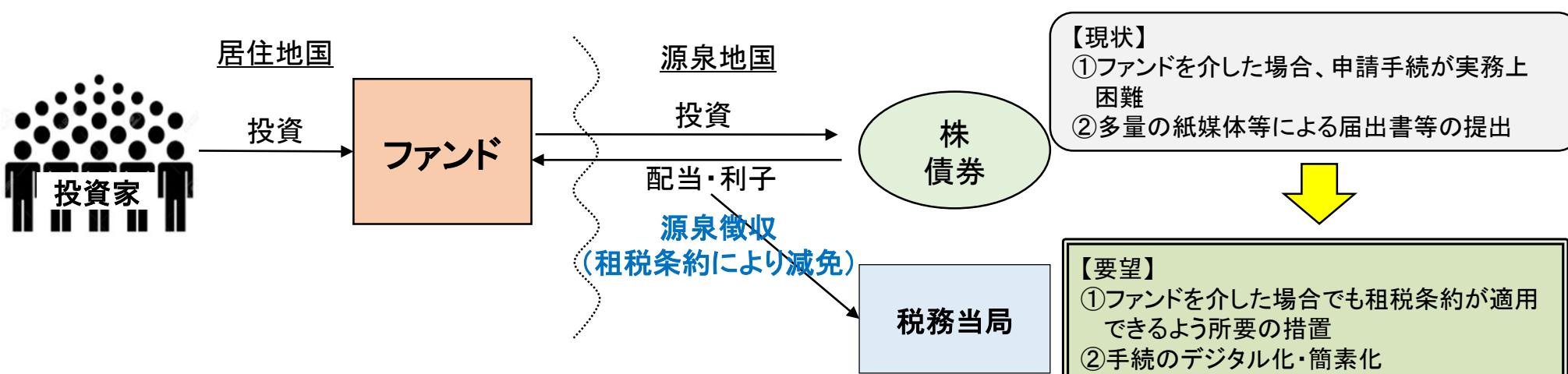
# ◆クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し

## 【現状及び問題点】

- 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。
- しかしながら、**ファンドを介したクロスボーダー投資**については、原則として、ファンドレベルではなく、投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、**投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難**であり、**租税条約を適用することができない**状況にある。
- また、**租税条約に関する届出**については、本体の届出書以外にも様々な添付書類の提出が必要とされるなか、大部分は紙媒体や光ディスクで提出せざるを得ず、支払の取扱者である金融機関(サブ・カストディアン)や税務署では**多量の紙媒体等の管理・保管を余儀なくされている**現状。

## 【要望事項】

- ① ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約を適用できるようにするなど所要の措置を講ずること。
- ② 一定の金融機関が行う租税条約に係る手続について、デジタル化・簡素化を行うこと。



### 3. 安心な国民生活の実現

# ◆ 生命保険料控除制度の拡充

[農林水産省・厚生労働省・経済産業省・こども家庭庁が共同要望]

## 【現状及び問題点】

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

## 【要望事項】

**令和6年度税制改正大綱**(自由民主党・公明党、令和5年12月14日)において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で**本年度措置**すること。

### 【上記大綱の抜粋】

生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずること。

## 【現行】

※2012年1月以降の契約について

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除			
[所得控除限度額] 所得税:12万円・地方税:7万円	所得税:4万円 地方税:2.8万円	+	所得税:4万円 地方税:2.8万円	+	所得税:4万円 地方税:2.8万円

## 【要望案】

23歳未満の扶養親族  
を有する場合

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除			
[所得控除限度額] 所得税:12万円・地方税:7万円	所得税:6万円 地方税:2.8万円	+	所得税:4万円 地方税:2.8万円	+	所得税:4万円 地方税:2.8万円

※一時払生命保険については、本制度の控除の適用対象から除外

## ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

### 【現状及び問題点】

損害保険会社の異常危険準備金については、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大しており、その残高が低水準となっていることから、十分な残高の確保・維持を図る措置が必要。

### 【要望事項】

- 「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の割増措置を延長すること（令和6年度末で期限切れ）。
- 低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から各保険区分の取崩単位を一本化するとともに、取崩基準損害率を55%（現行50%）に引き上げること。
- 「火災・風水害」の区分の無税積立率（現行10%）や洗替保証率（現行30%）について引き上げること。

【現行】



保険区分	取崩単位	取崩基準	無税積立率 (本則2%)	洗替保証率
火災・風水害	区分毎	50%	10% (R6年度まで)	30%
動産総合・建設工事・貨物・運送	区分毎	50%	6% (R6年度まで)	30%
賠償責任	区分毎	50%	2%	30%

【要望案】

保険区分	取崩単位	取崩基準	無税積立率 (本則2%)	洗替保証率
火災・風水害			12%	
動産総合・建設工事・貨物・運送	一本化	55%	6%	40%
賠償責任			2%	

## [その他の要望項目] ◆は日切れ関連

- ◆ 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長〔内閣府・復興庁・経済産業省が共同要望〕
- ◆ リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る登録免許税等の特例措置の延長〔国土交通省主担〕
- ◆ 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に  
係る税率の特例措置の延長〔国土交通省主担〕
- ◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長〔こども家庭庁主担〕
- ◆ 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化  
又は延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ 破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化  
又は延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の  
非課税措置の延長〔厚生労働省・農林水産省が共同要望〕

## [その他の要望項目]

- ◇ スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置【経済産業省主担】
- ◇ 過大支払利子税制における支払利子等の明確化
- ◇ 國際情勢を考慮した國際租稅に係る所要の措置
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課稅方式の維持
- ◇ 死亡保険金の相続税非課稅限度額の引上げ
- ◇ 預貯金口座付番制度におけるマイナンバーの告知等に係る所要の措置【デジタル庁主担】
- ◇ 信託協会における受益証券発行信託計算規則の改正を受けた課稅関係の明確化
- ◇ OECDの新國際課稅ルールに係る所要の措置【事項要望】
- ◇ 決済・市場制度等の見直しに伴う所要の措置【事項要望】
- ◇ 保険業に関する制度等の見直しに伴う所要の措置【事項要望】
- ◇ サステナブルファイナンス分野における所要の措置【事項要望】